



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和5年8月7日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時間額931円を答申

—現行888円を43円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）は、本年7月3日、福井労働局長（田原孝明）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月7日、福井労働局長に対して答申を行った。

内容は、現行の福井県最低賃金1時間888円を43円、率にして4.84%引上げ、1時間931円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。（発効予定日 令和5年10月1日）

参 考

福井県最低賃金の推移

	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	中賃目安額 (円) *
平成 15 年	6 4 2	0	0. 0 0	0
平成 16 年	6 4 3	1	0. 1 6	0
平成 17 年	6 4 5	2	0. 3 1	3
平成 18 年	6 4 9	4	0. 6 2	3
平成 19 年	6 5 9	1 0	1. 5 4	1 0
平成 20 年	6 7 0	1 1	1. 6 7	1 0
平成 21 年	6 7 1	1	0. 1 5	—
平成 22 年	6 8 3	1 2	1. 7 9	1 0
平成 23 年	6 8 4	1	0. 1 5	1
平成 24 年	6 9 0	6	0. 8 8	4
平成 25 年	7 0 1	1 1	1. 5 9	1 0
平成 26 年	7 1 6	1 5	2. 1 4	1 4
平成 27 年	7 3 2	1 6	2. 2 3	1 6
平成 28 年	7 5 4	2 2	3. 0 1	2 2
平成 29 年	7 7 8	2 4	3. 1 8	2 4
平成 30 年	8 0 3	2 5	3. 2 1	2 5
令和元年	8 2 9	2 6	3. 2 4	2 6
令和 2 年	8 3 0	1	0. 1 2	—
令和 3 年	8 5 8	2 8	3. 3 7	2 8
令和 4 年	8 8 8	3 0	3. 5 0	3 0
令和 5 年	9 3 1	4 3	4. 8 4	4 0

* 中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。
なお、平成 21 年と令和 2 年は目安が示されなかったもの。



令和5年8月7日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋



福井県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け福井労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、当審議会においては、最低賃金の引き上げに対して、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であると考え、生産性向上を図るとともに、総合的な価格転嫁対策を推進し、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府、関係機関に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、支援の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場の拡大、実行性ある支援の拡充を強く要望する。

中小企業・小規模事業者の賃上げに向けて、エネルギー価格高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者への各種支援については、継続的に実施するとともに、実行性ある支援の拡充を政府、関係機関に対し要望する。

なお、各種支援策の実施に当たっての福井県内の関係機関が連携して中小企業・小規模事業者に対する支援を行うことを望む。

以上の関係機関に対する要望については、貴局から関係機関への働きかけを要望する。

福井県最低賃金を次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 931円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり